

対象品目: 水稲

規範項目

14

水田代かき後の濁水や農薬の流出防止対策の実施

規範の必要性や背景

* 水田からの肥料成分や農薬成分の流出は、湖沼・河川等の水環境への負荷の原因になります。また、流出により施用効果が低下する恐れがあります。

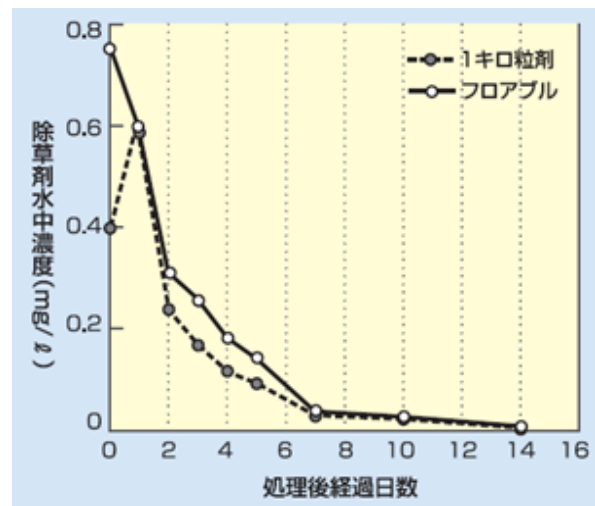
取組事項

- 農薬成分の流出を防ぐため、水田において農薬を使用した後は、1週間程度止水・湛水状態を保つ。
- 浅水代かきや、あぜぬりの実施、あぜシートの利用等の畦畔の整備を行い、濁水が流出しないように努める。
- 肥料成分の流出を抑えるために、側条施肥などの技術を取り入れる。

解説

水をためた水田に農薬を施用すると、成分は田面水を介して水田全体に拡がります。大半の農薬では、水田の水中濃度は7日後には極めて低い値となりますが（図1）、処理して間もないうちに落水やかけ流しをしたり、畦畔の穴や水尻などから水田水が漏れ出てしまうと、農薬の成分も一緒に排水路を通して河川などへ流れ出てしまい、農薬の効果が低下するばかりでなく、環境汚染にもつながります。

また、減水深の大きい漏水田で農薬を使用すると、地下水の汚染のほか、薬害が発生する恐れがあるので、使用は控えましょう。



（図1）水稲用除草剤処理後の水田水中濃度測定結果の一例
（（財）日本植物調節剤研究協会研究所試験圃場における測定結果）

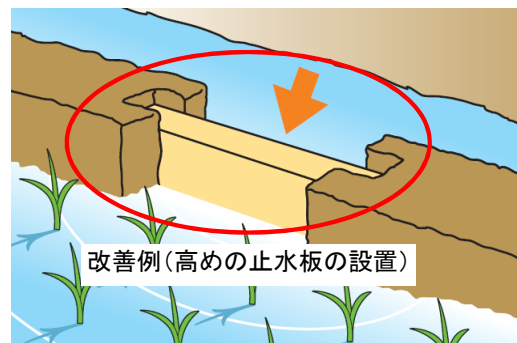
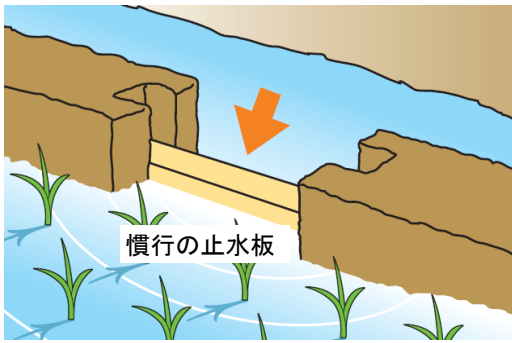
● 農薬の効果を高めるため、環境を守るための注意点

・ 農薬を処理する時の注意点

水尻に止水板を設置して、水田に水を十分にためます。

農薬を処理する前には水口をしっかりと止め、水尻や畦畔の穴などから水が漏れていないか見回り、水漏れが疑われる場合は直ちに補修しましょう。

処理後の予期せぬ大雨などによって水田水があふれ出ると、農薬の成分も一緒に河川などに流れ出てしまいます。そのため、止水板は水田の水面から十分な高さを取って設置しましょう（図2）。



(図2) 止水板の設置例

出典:農薬の流出防止技術の紹介(環境省)

・処理後7日間の止水管理

農薬のラベルに「散布後7日間は落水・かけ流しをしない」とある農薬は、それを遵守しましょう。

「水田初期除草剤」を代かき時や代かき後に処理する場合にも、7日間の止水を徹底し、田植前の落水を止めましょう。

・畦畔に除草剤を散布する際の飛散防止対策

農薬を散布する圧力、方向、位置などに注意し、風のある時には散布しないよう注意しましょう。散布する際には水田畦畔に対して登録のある薬剤を使用し、飛散低減ノズルや飛散防止カバーを用いましょう(図3)。



(図3) 飛散防止対策の例

出典:農薬の流出防止技術の紹介(環境省)

・あぜぬり、あぜシートの事例



(図4) あぜぬり



(図5) あぜシート

出典: 農業ナビゲーション研究所「GAP取組支援データベース」

◆参考情報

- ・農薬の流出防止技術の紹介(パンフレット)

(環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室 HP)

<http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/sppt/pamph1/03.pdf>

◆関連法令等

- ・茨城県霞ヶ浦水質保全条例 (茨城県HP 条例・規則全集から入手可能)

http://www.pref.ibaraki.jp/category/finances_06.html

- ・地力増進法, 地力増進基本指針 (農林水産省HP)

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_dozyo/houritu.html

- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について (農林水産省HP)

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/

- ・農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令 (農林水産省HP)

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h141211/h141211f.html

- ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について (農林水産省HP)

http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000820.html